

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月30日（金）第3473号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○救急病院等の認定（2件） (保健医療福祉課取扱い) 2
 ○道路の区域の変更（3件） (道路維持課取扱い) 2
 ○道路の供用の開始（3件） (道路維持課取扱い) 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字上ハサマ2900番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市新照院町187番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1051号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地

- 2 認定の有効期限
平成33年11月24日

鹿児島県告示第1052号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地

- 2 認定の有効期限
平成34年1月15日

鹿児島県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	岩本開聞線	指宿市新西方字鳴ヶ城2281番1地先から同市新西方字日松2875番3地先まで	前	9.5～24.0	499.0
			後	11.5～40.0	499.0

鹿児島県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	岩本開聞線	指宿市新西方字鳴ヶ城2281番1地先から同市新西方字日松2875番3地先まで	平成30年11月30日

鹿児島県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町楠川字中ノ川1268番5地先から同町楠川字湯穴1262番62地先まで	前後	8.2～12.4	316.0
			前後	12.0～21.9	316.0

鹿児島県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町楠川字中ノ川1268番5地先から同町楠川字湯穴1262番62地先まで	平成30年11月30日

鹿児島県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	頼娃宮ヶ浜線	指宿市新西方字日松2886番3地先から同市西方字水流畑9217番2地先まで	前後	7.8～16.0	107.0
			前後	9.4～20.8	107.0

鹿児島県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	頰娃宮ヶ浜線	指宿市新西方字日松2886番3地先から同市西方字水流畑9217番2地先まで	平成30年11月30日

大隅地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年11月30日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者就労支援センター愛・あいネット	鹿屋市旭原町3593番地27	特定非営利活動法人愛・あいネット	鹿屋市旭原町3593番地27	柳井谷昭平	平成30年11月1日	就労定着支援

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字湯尻3791番及び8132番1の一部、字池田古河3850番、3851番、3852番、3853番、3854番、3855番及び3856番並びに宇城瀬山下3862番、3863番、3864番、3865番、3866番、3867番、3868番、3869番、3870番、3871番、3872番、3873番、3874番、3875番、3876番、3881番、3882番、3883番、3884番、3886番、3887番、3888番、3889番、3890番2、3892番、3904番、3905番、3906番3の一部及び8454番の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 始良市平松字湯尻8132番1の一部並びに宇城瀬山下3862番の一部、3863番の一部、3864番の一部、3865番の一部、3866番の一部、3867番の一部、3868番の一部、3869番の一部、3870番の一部、3881番の一部、3882番の一部、3889番の一部、3892番の一部、3905番の一部、3906番3の一部及び8454番の一部

水路 始良市平松字湯尻3791番の一部並びに宇城瀬山下3904番の一部及び3905番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町26番地
始良市土地開発公社
理事長 湯元敏浩

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表309の項を削る。